

## 大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第376号）

### 〔 大阪府受動喫煙防止対策推進協議会会長との意見交換等文書不存在非公開決定審査請求 事案 〕

（答申日：令和5年2月3日）

#### 第一 審査会の結論

実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

#### 第二 審査請求に至る経過

- 1 令和3年2月8日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（本件請求の内容）

大阪府受動喫煙防止対策推進協議会会長との意見交換また協議会への意見聴取に係る文書（平成30年8月9日開催された第2回大阪府・保健所設置市連絡調整会議議事録に言及されるもの）

- 2 同月18日、実施機関は、本件請求に対し、「大阪府受動喫煙防止対策推進協議会会長との意見交換及び協議会への意見聴取に関する文書は存在しない。」という理由を付して、条例第13条第2項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- 3 同年5月19日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

#### 第三 審査請求の趣旨

公開しないこととした決定を取り消し、公開するとの決定を求める。

#### 第四 審査請求人の主張要旨

審査請求人の審査請求書における主張は、概ね次のとおりである。

実施機関は、公開請求に係る行政文書を管理していない理由を、「大阪府受動喫煙防止対策推進協議会会長との意見交換また協議会への意見聴取に係る文書は存在しない。」としたが、不合理である。意見交換がなされ、協議会へ意見聴取がなされたのであるから、文書が存在する。

条例解釈運用基準の54ページから55ページにかけて、「8 不存在による非公開決定通知書の作成要領は、次のとおりとする。(1)『公開請求に係る行政文書を管理していない理由』

既に保存期間を経過して廃棄手続済みであるなど請求に係る行政文書を管理していない理由を具体的に記入する。」とされているが、請求に係る行政文書を管理していない具体的な理由は、何ら記載されていない。

## 第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

### 1 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する裁決を求める。

### 2 弁明の理由

下記理由により、当該書類が存在していないことから、本件処分を行ったものである。

- (1) 第2回大阪府・保健所設置市連絡調整会議議事録（以下「調整会議議事録」という。）に記載のとおり、大阪府受動喫煙防止対策推進協議会会長（以下「協議会会長」という。）と意見交換は行ったが、それに係る打合せ記録等の作成は行っていない。
- (2) また、大阪府受動喫煙防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）には意見聴取しておらず、それに係る文書は存在しない。
- (3) なお、協議会に加盟している組合には、個別に意見聴取を行っており、とりまとめの上、大阪府受動喫煙防止対策懇話会の第5回の配布資料等として、実施機関のホームページ内で公開している。
- (4) 上記において述べたとおり、当該文書は存在しない。本件決定は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

### 3 実施機関説明における主張

本件請求では「平成30年8月9日に開催された調整会議議事録に言及されるもの」として、協議会会長との意見交換に係る文書と協議会への意見聴取に係る文書を求められている。

この調整会議議事録には、協議会への説明の状況や意見聴取の対象とするかという保健所設置市からの質問に対し、協議会全体とは話はしていないが、①協議会会長とは別の機会に意見交換し、意見を十分に聞いて欲しい旨話があったこと、②意見聴取については、協議会全体か個別の組合を対象にするかは今後の検討だが、何らかの意見聴取は行っていきたいと大阪府から回答している旨記載されている。

上記①の「協議会会長との別の機会」の意見交換については、当時実施機関では、受動喫煙対策の条例制定に向けて関係団体からの意見を聴取する事務を進めていたところ、特に日時を定めず、協議会会長の来庁した機会を捉えて意見交換を行ったもので、当該内容については実施機関の既定の方針に沿っていたことから、特に議事録を作成する必要性を認めなかった。大阪府行政文書管理規則（平成14年大阪府規則第122号）及びその運用解釈においても、事務及び事業の実績を合理的に跡付け、検証できるよう、経緯も含めた意思決定の過程についても文書を作成・保管することとされているが、方針決定や意思決定を伴わない打合せや意見交換等については、文書の作成は必須とはされていないところである。

上記②の「意見聴取」については、協議会の構成団体から意見聴取を行うこととし、協議会からの意見聴取は行わなかったため、請求内容である協議会への意見聴取に係る文書は作成していない。

## 第六 審査会の判断

### 1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

### 2 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

審査請求人は、調整会議議事録に言及されている協議会会長との意見交換に係る文書と協議会への意見聴取に係る文書の公開を求めている。当審査会で見分したところ、調整会議議事録には、実施機関の説明どおり、協議会への説明の状況や意見聴取対象とするかという保健所設置市からの質問に対し、協議会全体とは話していないが、①協議会会長とは別の機会に意見交換し、意見を十分に聞いて欲しい旨話があったこと、②意見聴取については、協議会全体か個別の組合を対象にするかは今後検討するが、何らかの意見聴取は行っていききたいことを大阪府から回答している旨記載されていた。

実施機関によると、「意見を十分に聞いて欲しい」という協議会会長の意見は、受動喫煙対策の条例制定に向けて関係団体からの意見を聴取する事務を進めていた実施機関の既定の方針に沿っていたことを理由に、議事録を作成する必要性を認めなかったとのことである。

確かに、大阪府行政文書管理規則第13条第1項及びその運用解釈においては、事務及び事業の実績を合理的に跡付け又は検証できるよう、経緯も含めた意思決定の過程についても文書を作成・保管することとする一方で、方針決定や意思決定を伴わない打合せや意見交換等については、文書の作成は必須とはしていないところである。

よって、来庁した機会を捉えて行った意見交換が、実施機関の既定の方針に沿ったものであり、新たな方針決定や意思決定を伴うものではなかったことから、議事録を作成する必要性を認めなかったため不存在であるという実施機関の説明に、特に不自然な点はない。

また、協議会への意見聴取に係る文書について、協議会の構成団体からは意見聴取を行い、意見聴取内容は公表しているが、協議会からは意見聴取を行わなかったことから、協議会への意見聴取に係る文書は作成しておらず、不存在であるという実施機関の説明に、特に不自然な点はない。

以上の事からすると、本件決定は妥当である。

### 3 結論

以上のとおりであるから、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

#### 4 付言

本件決定には、公開請求に係る行政文書を管理していない理由として「存在しない」と記載しているが、実質的な理由が記載されておらず、理由付記として十分とは言えない。

今後は、請求に係る行政文書を管理していない理由の基礎となる事実関係について、請求者が了知し得る程度に特定して理由を記載すべきである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

魚住 泰宏、的場 かおり、海道 俊明、近藤 亜矢子